

税の申告はお早めに

令和2年分所得税の確定申告および市・県民税の申告の受け付けが2月16日(火)から始まり、市では期間中、会場を設けて申告を受け付けます。

◆所得税の確定申告が必要な人

○事業所得、不動産所得など給与以外の所得があり、令和2年中の合計所得金額が、扶養控除・基礎控除などの所得控除の合計額を超える人
○年末調整済みの給与所得以外に、20万円を超える所得または給与収入がある人(20万円以下の場合、市・県民税の申告が必要)
○令和2年中の給与収入金額が2千万円を超える人
○令和2年中に住宅を取得・増改築し、住宅借入金等特別控除を受ける人
○その他、かんたん申告チェック(左図)で、「所得税の確定申告が必要です」に該当する人

報告書が勤務先から市役所税務課に提出済みの方は、市・県民税の申告をする必要はありません。また、前年度申告していただいた人で今年度も申告の対象になると想定される人には事前に案内文書を送付させていただきます。

◆納めた所得税が戻る人

(2月16日以前でも税務署で申告ができます)
令和2年中の源泉徴収税額がある人で、次の場合は確定申告(還付申告)で所得税を精算すると、所得税が戻る場合があります。
○令和2年中に中途退職した後、再就職しなかった給与所得者で年末調整されていない人
○給与所得者で医療費、寄附金などの所得控除や住宅借入金等特別控除を受けられる人
○給与所得者で年末調整に生命保険料や扶養などの所得控除にもれがあった人

新型コロナウイルス感染症などの感染対策について

申告会場では、マスクの着用、手指の消毒、検温の実施を徹底します。「マスクを着用されない人」「37.5度以上の発熱のある人」などについては、会場への入場をお断りしますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、滞在時間短縮のため医療費控除の明細書や収支内訳書の会場での作成はご遠慮ください。必ず、ご自宅で完成させてから会場へお越しください。

受付期間 **2月16日(火)～3月15日(月)**
午前9時～午後3時(土・日・祝日除く)

場所 **市文化会館 オーケストラ練習室**

- ・3月16日(火)以降は税務課窓口にお越しください。
- ・車で来られる場合は、市民病院跡地(文化会館北向かい)または警察署跡地(文化会館東隣)の駐車場をご利用ください。受付初日から1週間程度は大変混雑しますので、できるだけ日をずらしてお越しください。
- ・文化会館が工事のため、裏側(南側)駐車場が利用できません。また、裏口も封鎖されていますので、正面玄関からお入りください。

◆市・県民税の申告が必要な人

○かんたん申告チェックで、「市・県民税の申告が必要です」に該当する人。
※ただし、所得税の確定申告をする人や、所得が給与だけで給与支払

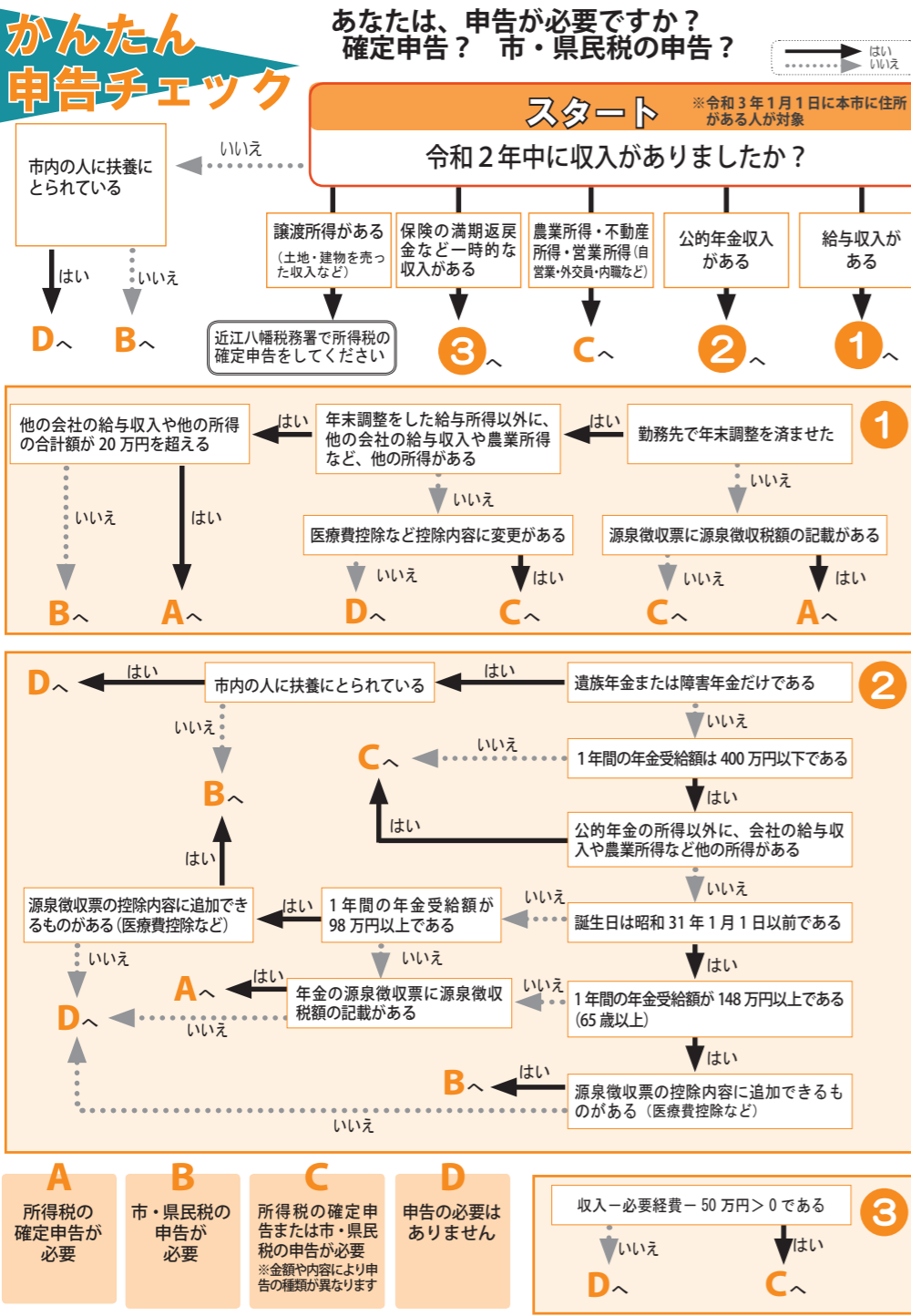
◆農業所得収支計算の事前相談は2月8日(月)まで
市では、令和2年中の農業所得の収支内訳書の作成についての事前相談を2月8日(月)まで税務課で行っていますのでご利用ください。
※確定申告期間中は農業の収支内訳書の個別相談ができませんのでご了承ください。

◆パソコンで確定申告書の作成ができます

パソコン、スマートフォンで、国税庁ホームページの「確定申告書コーナー」を利用して、確定申告書を作成することができます。作成したデータは印刷して税務署へ郵送で提出することができます。税務署や市役所へ出向く必要がなくなります。また、e-Tax(電子申告)で提出することもできます。詳しくは国税庁または市のホームページをご覧ください。

税務職員を装った詐欺にご注意を!
税務職員を装った不審な電話や「振り込め詐欺」にご注意ください。還付金の受け取りのためにATM(現金自動預け払い機)の操作を求めめることはありません。また、納税のために金融機関の口座を指定して振り込みを求めることはありません。

かんたん申告チェック



次の人は税務署で確定申告を
市では受け付けできません

- ・おおむね300万円以上の事業所得、不動産所得、農業所得がある人
- ・譲渡所得がある人
- ・住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を初めて受ける人
- ・令和2年中に亡くなられた人の確定申告をする人
- ・令和元年(平成31年)分以前の確定申告をする人
- ・事業・不動産所得の青色申告をする人
- ・申告分離課税の所得がある人
- ・雑損控除がある人(市・県民税申告の人を除く)
- ・外国税額控除を受ける人
- ・予定納税がある人
- ・確定申告書の控えに受付印が必要な人
- ・本年1月1日時点で本市に住民登録がない人 など



祝 成人

コロナ対策施し3会場分散で成人式を開催



「Born in ミレニアム」をテーマに1月10日、新型コロナ対策で密を避けるために市文化会館・G-NETしが・文芸セミナーの3会場に分散して時間短縮のうえ令和3年成人式が行われ、819人が大人の仲間入りをしました。新成人は同級生との再会を喜びとともに、社会人として自覚ある行動を誓いました。

実行委員長の福本聖人さんは、「私たちは晴れて成人式を迎えることができました。それは当然のことではなく、さまざまな人の支えがあったことです。まずはお世話になった人に感謝を伝えたいと思います。成人となり、これからはより責任感を持って行動していけるようにしたいです」と述べ、無事開催できたことを喜んでいました。



本年度の成人式実行委員の皆さん（敬称略・向かって左から）中井創基、高木穂乃佳、丹羽この実、中島葵、西林滯、童児夢、松田柚稀、平田成央、福本聖人、杉林智哉、荒竹亜由美、山藤慎也、北島沙佑紀（写真撮影時のみマスクを外しています）

◆医療費控除の申告

①明細書を作成しましょう 平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。受診した世帯員、医療機関ごとに整理し、医療費の支払金額を集計してください。なお、医療費の領収書は5年間保存する必要があります（税務署から求められたときは提示または提出しなければなりません）。医療保険者から交付を受けた医療費通知（健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など）を添付すると、明細の記入を省略できます。

②予防接種や病気の予防のために使った費用（マスク、栄養ドリンク、うがい薬など）は対象になりません。③健（検）診費用は、原則対象外ですが、検査の結果、重大な病気が発見され、その病気を治療した場合は対象になります。④傷病によりおおむね6か月以上わたって寝たきりの人のおむつ費用は、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。⑤介護保険制度の居宅・施設サービスの利用料は対象にならない場合があります。利用されている施設にお問い合わせください（指定介護老人福祉施設などが発行する領収書には

健康保険の高額療養費支給の対象になる人は事前に申請をしてください。国民健康保険の加入者は保険年金課で申請してください。領収書は確認後お返しします。高額療養費や高額介護サービス費、福祉医療費（マル福）の給付などは、医療費控除の計算の際、保険金などで補てんされる金額として計上する必要があります。

◆医療費控除の注意事項

①令和2年中（1月1日～12月31日）に領収されたものが対象です。

各種控除に必要な書類	
必要な書類など	注意事項
市県民税申告書または税務署からのお知らせのハガキ（確定申告書）	あらかじめ送付されている人は必ずお持ちください。
マイナンバー確認と本人確認ができるもの	○マイナンバー確認書類 マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載の住民票 など ○本人確認書類 運転免許証、公的医療保険の被保険者証、在留カード、身体障害者手帳 など
印鑑	朱肉で押すタイプのもの。スタンプ印は不可。
利用者識別番号の通知書	昨年の申告会場などですでに取得済みの方
源泉徴収票	給与や年金などの源泉徴収票（必ずすべてお持ちください）
収支内訳書	農業所得・事業所得・不動産所得のある人（前もって作成してください）
その他所得や経費を明らかにする書類	生命保険の満期一時金、シルバー人材センターの配分金支払い証明書 など
申告者本人の口座のわかるもの（預金通帳など）	所得税の還付を受ける人

控除の種類	必要な証明など
医療費	医療費控除の明細書など（詳しくは本ページをご覧ください）
社会保険料（国民健康保険料・介護保険料など）	源泉徴収票（年金から引き去りの人・日本年金機構から送付） 保険料納付額のお知らせ（口座振替・納付書払いの人）
生命保険料	生命保険会社などが発行する証明書（生命保険、介護医療保険、個人年金保険 など）
地震保険料	損害保険会社などが発行する証明書（地震保険、旧長期損害保険など）
障害者	障害者手帳 など（身体障害者手帳などの交付を受けている人） 障害者控除対象者認定書（65歳以上の人で一定の要件を満たす人。即日交付できない場合があります。詳しくは介護保険課 Tel (33)3511）
寄付金	寄付金控除証明書（控除を受ける本人のみ控除可）
住宅借入金など	住宅借入金等特別控除に必要な書類（年末残高証明書、最初の申告後に税務署から送付された令和2年分の住宅控除申告書など） ※はじめて控除を受ける場合は税務署で申告してください。

◆混雑解消のためご協力を

①市・県民税の申告について 市・県民税の申告は3月15日（月）以降でも税務課窓口で受け付けします。混雑する時期をずらして3月31日（水）までに申告してください。

②確定申告の還付について 確定申告の還付に限っては2月16日以前でも税務署で申告することができます。また3月15日（月）以降でも税務署で申告できます。③営業・農業・不動産収入がある人は収支内訳書の事前作成を 営業・農業・不動産収入のある人は、収入や経費を項目ごとにまとめた収支内訳書を事前に作成してください。収支内訳書がないと申告を受け付けることができません。収支内訳書の様式は、税務課や税務署に置いてあるほか、国税庁のホームページにも掲載されています。

